四、事業主の

三、公休出勤の日給金額及び定期昇給に関する

五、十年以上勤続者の月俸の一月以上一ヶ月

解雇事項、本一項、社宅斡旋ニ関スル件ハ事業主トン

ヲ以テ之ヲ定ム、本項保留、本項承認

本四項、出事後ニ改メル事ヲ行フ、本項、本四項ヲ併セテ十年

ニ一回改正ヲ行フ

二、二名解雇、三、解雇予告一人ニ付三日ヲ以テ

(協調會勞働課)